

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第34条 緊急時対策所)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和5年3月2日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230206-01	1	提出資料全体) 泊は緊急時対策所を指揮所と待機所を分けて設置しているが、必要な設備や遮蔽壁の構造等の説明において緊急時対策所とひとくくりに記載している。それぞれの建物に対しての書き分けの要否を整理の上、他社の記載も参考に必要に応じて記載を修正し、説明すること。	R5.2.6	本日回答		緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の書き分けについて、資料8-3『ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料』の通り整理した。		
230206-02	2	34-別添1-7) 空調上屋(待機所用、指揮所用)の基準適合上の位置付けを整理して説明すること(他の条文(4条, 6条等)の記載を確認し、整合しているかの観点)	R5.2.6	本日回答		空調上屋の基準適合上の位置付けについて、資料8-4『ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料』の通り整理した。	資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所(DB34-9 r.6.0)』 P.34-別添1-212  (別添1-5.8 6条への対応方針) 「緊急時対策所の建物」⇒「緊急時対策所、空調上屋」に修正し、空調上屋が内部の設備を外部事象から防護するために作成したものである事を明記した。	
230206-03	3	34-7) 敷地内可動源の考え方について先行審査実績を踏まえて整理し、有毒ガスのヒアリングで説明すること。	R5.2.6	回答済	R5.2.22 ヒアリング	可動源の考え方(記載の要否)について、敷地内可動源に対して換気設備の隔離等の対策を講じるプラントについては、固定源についてのみ現場の状況を踏まえ評価条件を設定していることから、有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定に関して、「及び可動源」を削除し、相違理由を適正化した。 敷地内固定源・可動源の有無等の詳細は、有毒ガスのヒアリングにてご説明済。	資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所(DB34-9 r.6.0)』 P.34-7, 13, 33	
230206-04	4	34-別添1-7) 空調上屋自体が竜巻飛来物にならないことを6条側で説明すること。	R5.2.6	本日回答		6条にて空調上屋自体が飛来物にならないことを整理する。	修正なし	
230206-05	5	女川・大飯以外の先行プラントで、同様の設備・方針等がある場合はプラント名を記載すること。また、泊オリジナルの設計(緊急時対策所の構成の相違、指揮所・待機所間の連絡)をまとめて説明すること。	R5.2.6	本日回答		まとめ資料比較表の「とりまとめた資料」及び「相違理由欄」に同様の設備・方針がある先行プラント名を記載した。また、緊急時対策所指揮所・緊急時対策所待機所の連絡については「とりまとめた資料」に説明を記載した。	資料全体	
230206-10	6	34-別添1-75) 外の確認に泊3号炉は5条要求に基づき設置している「津波監視カメラ」を使用していることについて、先行審査実績を確認の上、基準適合上の位置付けについて整理すること。	R5.2.6	本日回答		5条要求に基づき設置している「津波監視カメラ」は、海面を監視している設備であり、先行審査実績の大飯3/4号炉に合わせて、当該記載は「構内監視カメラ」に修正した。	資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所(DB34-9 r.6.0)』 P.34-別添1-75, 77	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。